

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 必要事項の公告の方法等に関する改正案について （パブリックコメント）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2023年8月9日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について（概要）」、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案について（概要）」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（9月7日まで意見募集）※。

これは、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、書面の特定の場所への掲示等を義務付ける規制（掲示規制）については、国民の利便性向上等の観点から、インターネットを利用して特定の場所に赴かずとも国民が当該掲示等の対象となる情報を確認することを可能にするため、「速やかに政省令の改正を行う」こととされていることを踏まえて、国民年金基金等が行う公告について、インターネットによる公告を義務づけ、インターネットによる公告の具体的な方法を定めるとともに、事務手続の負担を軽減させるため、手続の簡素化を図る等の所要の改正を行うものです。

<改正が行われる規定>

- ・ 国民年金基金令
- ・ 確定拠出年金法施行令
- ・ 確定給付企業年金法施行令
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
- ・ 国民年金基金規則

- ・ 確定拠出年金法施行規則
- ・ 確定給付企業年金法施行規則
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

※ 国民年金基金令等の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230127&Mode=0>

※ 国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230128&Mode=0>

改正案の概要は以下のとおりです。

(詳細については※のパブリックコメントHPをご確認ください)

1. インターネットによる公告について

○ 掲示規制である必要事項の公告の方法として、従前の掲示板への掲示等のほか、国民年金基金、国民年金基金連合会、企業年金基金、企業年金連合会又は存続連合会が行う公告について、インターネットによる掲示を義務づける。

○ インターネットによる公告の方法について

< 確定給付企業年金法施行令 >

- ・ 企業年金基金が行う公告については、規制の目的と負担を考慮し、事業の規模が著しく小さい場合その他の厚生労働省令で定める場合はインターネットによる掲示を行うことを要しないこととしている。この厚生労働省令で定める場合について、企業年金基金が運営する確定給付企業年金制度の加入者の数が1,000人未満である場合又は当該企業年金基金が自ら管理するウェブサイトを持していない場合のいずれかに該当する場合とする。

< 確定拠出年金法施行規則 >

- ・ 個人型年金に係る規約の作成又は変更の公告は、国民年金基金連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

< 確定給付企業年金法施行規則 >

- ・ 企業年金基金の設立又は基金の名称若しくは事務所の所在地の変更等の公告は、当該基金のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

2. 手続の簡素化について

<確定拠出年金法施行規則>

- ・企業型年金規約の変更について、法令の改正に伴う変更（実質的な変更を伴うものを除く。）をした場合は、届出を不要とする。
- ・企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に対して行う個人別管理資産額等の通知について、電磁的方法又は書面の交付のいずれかにより行うこととし、電磁的方法により通知する場合にも企業型年金加入者等の承諾を得ることを要しないこととする。
- ・企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者が個人型年金運用指図者となるための申出書の記載事項から、個人型年金運用指図者となる年月日等を削除する。
- ・個人型年金運用指図者が、企業型年金加入者となったことにより資格を喪失したときの申出を不要とする。

※1、2以外に、その他所要の改正を行う、とされています。

施行期日等は、以下のとおりとされています。

○公布日：2023（令和5）年10月上旬（予定）

○施行期日：

<政令案>公布の日から起算して10日を経過した日

<省令案>政令案の施行の日（2023（令和5）年10月中旬予定）

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202308-170-0205-D